

# 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

## 1 合併に向けた取組みに対する県の支援体制の整備

市町村や住民の市町村合併に向けた取組みを全庁的に支援するため、平成13年5月に知事を本部長とする「宮崎縣市町村合併支援本部」を設置したところであるが、本構想に基づく合併新法の下での自主的な市町村合併の取組みに対しても、引き続き、当支援本部において総合的な支援を行っていく。

## 2 合併に向けた気運醸成

市町村合併は、市町村の根幹に関わる課題であり、住民の生活に大きな影響を与えるものであることから、それぞれの地域において市町村と住民とが十分に議論し、決定されるよう配慮することが必要である。

地域での真剣な議論を促すためには、市町村や議会、住民等に対する確に情報を提供していくことが重要である。

そのため、説明会を開催し合併新法や本構想の内容の周知を図るとともに、県のホームページや各種広報媒体を活用することにより、市町村合併の意義や必要性、各種支援策、「地域自治組織」の活用によるまちづくり等の先進事例の紹介など市町村合併に関する情報提供を積極的に行い、合併気運の醸成を図る。

## 3 市町村に対する助言

市町村が自主的な合併に向けた取組みを行う過程においては、今後の行財政の見通しや将来のまちづくりなどについて検討した結果を住民に説明し、理解を得る必要があることから、市町村のそうした取組みに対して必要な助言を行う。

## 4 市町村に対する支援

自主的な市町村の合併を推進するため、別途定める「宮崎県新市町村合併支援プラン」に基づき、本構想の対象となった市町村に対し、人的・財政的な支援を含め、総合的な支援措置を講ずる。

## 5 構想に基づく合併協議会設置勧告等

合併新法においては、知事による合併協議会設置及び合併協議推進の勧告のほか、合併協議会に係るあっせん・調停の措置が新たに設けられるなど、県の果たす役割が強化されている。これらの措置は自主的な市町村合併の推進という基本的な考え方に則った運用が必要であり、各地域における市町村合併の取組状況や市町村の置かれた状況を十分踏まえながら、適切に対処していく。